

定 款

株式会社カーチスホールディングス

株式会社カーチスホールディングス 定 款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社の商号は、株式会社カーチスホールディングスと称し、英文では、Carchs Holdings Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む会社（外国会社を含む。）の株式を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理すること
 - (1) 各種自動車・自動二輪車の売買・輸出入・仲介・斡旋
 - (2) 自動車整備・修理に関する業務
 - (3) 自動車部品・用品の製造・販売・輸出入・装着並びにそれらの仲介・斡旋
 - (4) 損害保険代理業並びに生命保険の募集
 - (5) 電話応対代行業務及びコンサルティング等、市場調査、宣伝及びコンサルティング業
 - (6) 自動車・自動車部品・用品に関するフランチャイズチェーンシステムによる販売に関する加盟店の募集及び指導業務
 - (7) レンタカー事業並びにそれらの仲介・斡旋
 - (8) 金融商品取引業
 - (9) 総合リース業
 - (10) 各種自動車・自動二輪車・産業用運搬車両・コンテナのリース業及びレンタル業
 - (11) 労働者派遣に関する業務
 - (12) 中古車以外の古物の売買
 - (13) 自動車関連事業者会員組織の運営及び当該会員に対する各種商品の販売・仲介・斡旋
 - (14) 運送業務並びにそれらの仲介・斡旋
 - (15) 自動車教習所の教習生の募集・仲介・斡旋
 - (16) 問屋業、仲立業及び代理業
 - (17) 通信販売業務
 - (18) 前記各号までの活動に附帯する一切の事業
2. 不動産の所有・賃貸・管理、その他附帯する一切の事業
3. 経営コンサルティング業
4. 企業の管理部門業務（人事・経理・システム等）等アウトソーシング受託

5. 金融業
6. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当会社は、指名委員会等設置会社として、株主総会及び取締役のほか、取締役会、報酬委員会、指名委員会、監査委員会、執行役及び会計監査人を置く。

(公告の方法)

第 5 条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむ得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、50,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の買増し)

第 9 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に対し請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。当会社の株主名簿新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権

原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株主の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取請求の取扱い、その他株式に関する手続並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、執行役社長がこれを招集し、その議長となる。執行役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使する

ことができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会の議事については、法務省令の定めるところにより書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、これを10年間本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会で定めた取締役が招集し、議長となる。その取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会決議の省略)

第25条 当会社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第26条 取締役会の議事については、法務省令の定めるところにより書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、報酬委員会においてこれを定める。

第5章 委員会

(委員会の委員)

第29条 報酬委員会、指名委員会及び監査委員会を組織する委員は、取締役の中から、取締役会決議によって選定する。

(委員会規則)

第30条 各委員会に関する事項は、法令、本定款又は取締役会が定めるもののほか、各委員会が定める委員会規則による。

第6章 執行役

(執行役の員数)

第31条 当会社の執行役は、25名以内とする。

(執行役の選任)

第32条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。

(執行役の任期)

第33条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結後最初に招集される取締役会終結の時までとする。

(代表執行役及び役付執行役)

第34条 取締役会は、当会社の代表執行役を3名以内で選定するものとする。

- 2 取締役会の決議により、執行役会長及び執行役社長を各1名、並びに執行役副会長、副社長執行役、専務執行役、及び常務執行役を若干名選定することができる。

(報酬等)

第35条 執行役の報酬等は、報酬委員会においてこれを定める。

- 2 執行役が、当会社の支配人その他の使用人を兼ねているときは、当該支配人その他の使用人の報酬等についても、前項と同様とする。

第7章 取締役及び執行役の責任免除

(損害賠償の一部免除)

第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に定める取締役（取締役であった者を含む。）及び執行役（執行役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その損害賠償責任の限度額は、法令で定める金額とする。

第8章 計 算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

- 2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第39条 期末配当金及び中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

- 2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附則

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第1条 定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。
- 3 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。